

○倉敷市集会所屋外スロープ設置費補助金交付要綱

平成12年10月27日

告示第438号

(趣旨)

第1条 選挙の投票所等として使用する公共性の高い集会所のバリアフリー化を推進するため、コミュニティ協議会が校区集会所の屋外スロープを設置するとき、又は町内会、自治会等の自治組織が地域集会所の屋外スロープを設置するときは、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外スロープ 屋外から集会所の玄関に入るためのスロープをいう。
- (2) 校区集会所 コミュニティ活動の拠点として、おおむね小学校区を単位として組織されたコミュニティ協議会が保有する集会所をいう。
- (3) 地域集会所 地域連帯意識に基づく生活共同体としての町内会、自治会等の自治組織が近隣社会活動の場として保有する集会所をいう。

(補助対象集会所)

第3条 補助金交付の対象となる集会所は、次に定める公共の目的で使用する校区集会所又は地域集会所で既存のものとする。

- (1) 選挙の投票所として使用する集会所
- (2) 検診又は健康診査(本市の実施する基本健康診査等をいう。)会場として使用する集会所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた集会所

(補助対象工事)

第4条 補助金交付の対象となる屋外スロープの設置工事は、倉敷市福祉のまちづくり条例施行規則(平成10年倉敷市規則第13号)第3条の規定による整備基準に適合するものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、屋外スロープに係る工事費の実費とする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするコミュニティ協議会又は自治組織の代表者は、所定の

交付申請書に次に掲げる書類を添えて事業の開始までに市長に提出し、交付決定を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積明細書及び設計図等
- (4) 敷地の所有又は使用についての権利を証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更承認申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、規則第10条の規定により、補助事業の内容、工事实費等申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、所定の変更等承認申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支精算書
- (3) 工事写真及び完成写真
- (4) 費用を支払ったことを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(帳簿等の保存)

第9条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

附 則(平成23年6月13日告示第379号)

この要綱は、告示の日から施行する。